

(取 扱 注 意)

地 発 〇 七 〇 一 第 三 号
基 徴 発 〇 七 〇 一 第 一 号
職 総 発 〇 七 〇 一 第 四 号
職 開 発 〇 七 〇 一 第 三 号
職 保 発 〇 七 〇 一 第 二 号
平 成 二 一 年 七 月 一 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大 臣 官 房 地 方 課 長
労働基準局労働保険徴収課長
職業安定局総務課長
職業安定局雇用開発課長
職業安定局雇用保険課長

不正受給防止に係る実地調査の実施について

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（以下「雇調金等」という。）については、「初回の支給申請については申請後2月以内の支給を目指し、2回目以降の支給申請については、1月以内に支給する。」こととしているため、助成金支給申請アドバイザー等を配置し、審査等に係る体制を整備したところである。

一方、支給申請が急増する中で、不正受給の増加も懸念されることから、下記のとおり実地調査を実施することとしたので、この実施に遺漏なきようお願いする。

[REDACTED]

記

1 実地調査計画の作成

[REDACTED]

2 調査の実施

- (1) 調査に当たっては、事業所給付監査官を中心に実施すること。
ただし、事業所給付監査官が支給審査業務の応援等を行っている場合は、当該事業所給付監査官が本調査を行いつつも支給審査に支障が及ばないようにすること。
- (2) 平成 21 年 2 月 5 日付け地発第 0205001 号、基徴発第 0205001 号、職総発第 0205002 号、職開発第 0205001 号、職保発第 0205001 号「雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金に係る相談・受付等の対応について」により、平成 20 年度中においては、地方職業安定監察官及び地方雇用保険監察官については「必要に応じて、今年度予定されている地方職業安定監察（管理事務及び企画調整事務に係る監察を含む）及び地方雇用保険監察（労働保険適用徴収業務に係る監察を含む）の実施回数を減らした上で、雇調金等の受付・相談業務に係る応援を行うこと」としたが、今般の不正受給の実地調査については、通年監察業務に支障の及ばない範囲内で必要に応じて応援を行うこと。
- (3) 実地調査を行う際には、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 79 条の立入検査証を検査職員に携帯させる等、不正受給・不適正支給防止マニュアルに従って調査を行うこと。

3 周知・広報

- (1) 助成金窓口において、別添 1「雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金についての実地調査への協力をお願いについて」等を配付すること。
- (2) 不正受給防止の取組について、各局のホームページ等での周知を行うこと。
- (3) 各局において、内部告発用のメールアドレスを開設すること。

4 その他

- (1) 休業手当不支給の情報等、労働基準法違反が疑われる事案については、職業安定部と労働基準部が密接な連携を図ること。
- (2) 月ごとに内部告発の内容・調査結果と実地調査の計画・結果について、別添 2 様式 1 及び様式 2 により報告すること（実地調査は 7 月から実施することとし、報告期限は翌月 15 日（15 日が官庁の休日の場合は休日明けの最初の日）までとする。）。

(参考)

「不正受給・不適正支給防止マニュアル」

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

雇用調整助成金等の不正受給実地調査に係る報告書(年 月分)

様 式1

局番号		労働局名	
電話番号		担当者名	

1 調査の目安となる件数

2 実地調査件数

	調査計画数	うち調査が 終了した事 業所数	うち不正受 給があった 事業所数	調査計画数	うち調査が 終了した事 業所数	うち不正受 給があった 事業所数	調査計画数	うち調査が 終了した事 業所数	うち不正受 給があった 事業所数	調査すべき とした理由	調査計画数	うち調査が 終了した事 業所数	うち不正受 給があった 事業所数	調査計画数	うち調査が 終了した事 業所数	うち不正受 給があった 事業所数

4 行数が不足する場合は適宜追加すること。

(別添2)

様式2

局番号		労働局名	
電話番号		担当者名	

[illegible]

3 行数が不足する場合は適宜追加すること。

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金についての

実地調査への協力をお願いについて

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金については、多くの事業主の皆様にご利用いただいているところです。

これらの助成金については、適正な支給を推進する観点から、休業等の実施計画届（変更届）を提出いただいた事業所に対し、実地調査を実施しております。

対象となった事業主の皆様は、ご多忙のところおそれいりますが、調査にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

- 休業等の実施日に、その実施状況を確認するため、事前連絡なしに職員が突然訪問することがあります。
- 実地調査に当たっては、出勤簿、賃金台帳等、支給要件の確認に必要な書類等を状況に応じて確認させていただきます。
- 事業主の方のみならず、従業員の方にもヒアリングをさせていただく場合があります。

職員が、実地調査で訪問する際は、「立入検査証」を所持しておりますので、必ず確認してください。

不正受給について 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け又は受けようとした場合をいいます。

不正受給であることが判明した場合、不正に係る助成金については不支給又は支給の取り消しとするとともに、既に助成金を支払った場合は、助成金を返還していただきます。

また、この場合、不支給とした日又は支給を取り消した日以後3年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金が支給されません。

さらに詐欺、脅迫、贈賄等刑法に触れる行為があった場合、刑事告発をすることがあります。

1 調査の目安となる件数(平成21年7月～22年3月分)

1	北海道
2	青森
3	岩手
4	宮城
5	秋田
6	山形
7	福島
8	茨城
9	栃木
10	群馬
11	埼玉
12	千葉
13	東京
14	神奈川
15	新潟
16	富山
17	石川
18	福井
19	山梨
20	長野
21	岐阜
22	静岡
23	愛知
24	三重
25	滋賀
26	京都
27	大阪
28	兵庫
29	奈良
30	和歌山
31	鳥取
32	島根
33	岡山
34	広島
35	山口
36	徳島
37	香川
38	愛媛
39	高知
40	福岡
41	佐賀
42	長崎
43	熊本
44	大分
45	宮崎
46	鹿児島
47	沖縄
合計	

2 実地調査件数(21年7月～22年3月分)

		調査計画数	うち調査が 終了した 事業所数	うち不正受 給があった 事業所数	調査計画数	うち調査が 終了した 事業所数	うち不正受 給があった 事業所数	調査計画数	うち調査が 終了した事 業所数	うち不正受 給があった 事業所数	調査すべきとした理 由	調査計画数	うち調査が 終了した事 業所数	うち不正受 給があった 事業所数	調査計画数	うち調査が 終了した事 業所数	うち不正受 給があった 事業所数
1	北海道																
2	青森																
3	岩手																
4	宮城																
5	秋田																
6	山形																
7	福島																
8	茨城																
9	栃木																
10	群馬																
11	埼玉																
12	千葉																
13	東京																
14	神奈川																
15	新潟																
16	富山																
17	石川																
18	福井																
19	山梨																
20	長野																
21	岐阜																
22	静岡																
23	愛知																
24	三重																
25	滋賀																
26	京都																
27	大阪																
28	兵庫																
29	奈良																
30	和歌山																
31	鳥取																
32	島根																
33	岡山																
34	広島																
35	山口																
36	徳島																
37	香川																
38	愛媛																
39	高知																
40	福岡																
41	佐賀																
42	長崎																
43	熊本																
44	大分																
45	宮崎																
46	鹿児島																
47	沖縄																
合計																	

3 不正受給に係る内部告発の状況

労働局	告発日	内部告発の方法	休業・教育訓練・出向の別	不正の概要	調査日	調査結果の概要	備考

以下94ページ分不開示